

(様式第2号)

平成27年度第2回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成27年5月19日(火) 9:30 ~ 11:45
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 伊藤 明子 委 員 岩本 洋子 委 員 大月 一弘 委 員 武田 雄三 欠席委員 大久保 規子 事 務 局 田中課長, 吉田係長, 矢代主事, 山西主事, 中島主事補
事 務 局	文書法制課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからカの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

イ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

- ウ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- エ 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について
- オ 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について
- カ 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について
- キ 社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する芦屋市個人情報保護条例の一部改正について

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
 - ア 次回審議とした。
- (2) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
 - ア 次回審議とした。
- (3) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
 - ア 次回審議とした。
- (4) 平成26年8月27日付け芦固審発第31-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年9月15日付け）について

ア 次回審議とした。

- (5) 平成26年10月15日付け芦固審発第54-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年11月21日付け）について

ア 次回審議とした。

- (6) 平成26年12月5日付け芦総課第3221号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年12月21日付け）について

ア 次回審議とした。

- (7) 社会保障・税番号制度の導入に伴う特定個人情報保護に関する芦屋市個人情報保護条例の一部改正について

田中課長 議題7については、平成26年度第12回の審査会において概略は説明しましたが、今回正式に諮問させていただきましたので、番号法の趣旨に基づき、芦屋市個人情報保護条例を改正することについて、御意見をお伺いしたいと思います。

諮問書に記載のように、番号法は、国民一人ひとりに個人番号を付番し、社会保障、税、災害対策の分野において活用することにより、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会の実現を図るものです。

番号法では、個人番号をその内容に含む個人情報、これを特定個人情報と言い、一般的な個人情報と区別をしております。この特定個人情報の取扱い等について、厳格な保護措置を定め、地方公共団体に対しても、必要な措置を講ずることを義務付けています。

では、芦屋市個人情報保護条例について改正すべき規定と改正を不要とする規定に分けて説明させていただきます。

改正すべき規定の内容について、1つ目は、利用目的以外の目的での利用に関する規定、すなわち目的外利用のことであります。

目的外利用については、特定個人情報を情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報に分けて、それぞれを異なった取扱いにしています。情報提供等記録とは、情報照会者・情報提供者の名称、提供の日時、特定個人情報の項目等を地方自治体の各システムに自動的に記録したアクセス記録であり、特定個人情報と位置付けられていますが、それ以外の特定個人情報と性質が異なるため、保護に関する規定も異なっています。

情報提供等記録以外の特定個人情報の目的外利用は、人の生命、身体又は財産の保

護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合という例外を除いて原則禁止とされることとなります。

なお、情報提供等記録については、利用目的以外の目的での利用が想定されないため、目的外利用は禁止となります。

続いて、改正すべき規定の2つ目は、提供の制限に関する規定です。これは、情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報も同じ取扱いになり、番号法第19条の各号に該当する場合に提供できるようになります。

改正の趣旨は、番号法において特定個人情報を提供することができる場合は、番号法第19条各号に掲げられた場合に限定されているため、個人情報保護条例上も特定個人情報を提供できる場合を同条各号に掲げられた場合に制限するというものです。

番号法第19条は、14号までであり、個人番号利用事務の処理に必要な限度で本人や個人番号関係事務実施者等に提供する場合等が規定されています。

続いて、改正すべき規定の3つ目は、開示・訂正・利用停止に関する規定です。情報提供等記録以外の特定個人情報については、本人、法定代理人、任意代理人による開示請求、訂正請求、利用停止請求が認められます。情報提供等記録については、開示、訂正請求は、本人、法定代理人、任意代理人に認められますが、利用停止請求については、情報提供等記録がシステム上自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されていないため請求自体が認められません。

現行の芦屋市個人情報保護条例では任意代理人の開示請求等は認めておりませんが、特定個人情報に関しては任意代理人の開示請求等を認めるように改正する必要があります。

その改正の趣旨は、特定個人情報についてはその性格から、本人関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、本人及び法定代理人に加え、任意代理人による請求も認めるというものです。特定個人情報は、一般の個人情報に比較して、万一個人情報が外部に漏えいした場合にプライバシーや財産を侵害されるおそれが大きいため、本人が自分の個人情報の利用状況について調べやすいようにしています。

続いて、改正すべき規定の4つ目は、利用停止請求の条件に関する規定です。これについても、情報提供等記録とそれ以外の特定個人情報で取扱いを分けています。

情報提供等記録を除く特定個人情報については、①利用制限に対する違反②収集制限・保管制限に対する違反③ファイル作成制限に対する違反④提供制限に対する違反

があった場合について利用停止請求を認めます。情報提供等記録については、先ほども御説明しましたように、システム上、自動保存される記録であり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めないとしています。

続いて、改正すべき規定の5つ目は、他の法令等による開示実施との調整に関する規定です。これは他の法令等による開示の実施との調整規定を設けている場合は、当該規定を適用除外とするというものです。

芦屋市の条例においても、他の法令等の規定により保有個人情報の開示を受けることができるときは、当該法令等の定める他制度との調整の規定があります。特定個人情報に関しては、この他制度との調整の規定を適用除外とします。

その改正の趣旨は、番号法においては、マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか、また行政機関などが持っている自分の個人情報の内容を確認でき、自分の個人情報が不正に使われていないかを確認できるマイ・ポータルというシステムが設けられますが、マイ・ポータルによる開示が行われる場合でも条例による開示も重ねて行う必要があるということです。

続いて、改正すべき規定の6つ目は、提供の通知先に関する規定です。現行条例では、訂正の通知先について、「実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。」と規定されています。このことに関連して、情報提供等記録は、訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知することになります。

情報提供等記録については、情報照会者、情報提供者及びその仲介を行う情報提供ネットワークシステムを設置・管理する総務大臣の3か所で記録・保管されるものであり、訂正があった場合は、この3か所に通知しなければなりません。情報提供等記録を除く特定個人情報については、一般の個人情報と同じ取扱いであるため、現行の芦屋市の条例が適用されることとなります。

続いて、改正すべき規定の7つ目は、特定個人情報及び情報提供等記録などの定義の追加になり、現行の個人情報保護条例に必要な条項を追加することとなります。

それでは、本市では改正を不要とする規定についても説明させていただきます。

1つ目が、開示手数料の減免に関する規定についてです。番号制度では、経済的困難その他の特別な理由があると認められるときは、開示請求に係る手数料を減額し、又は免除することができるかとされていますが、現行の芦屋市条例では、開示請求に係

る手数料は既に無料としています。また、写しの交付に要する費用については、コピー代など実費を徴収しているものであり、無料で閲覧することも可能であるため、芦屋市では交付費用の減額又は免除は行わない予定です。

2つ目が、オンライン結合についてです。番号制度では、情報提供ネットワークシステムを利用し情報連携を行うため、オンライン結合を制限する規定が条例上置かれている場合、オンライン結合を可能とする改正が必要となる場合があります。現行の条例では、オンライン結合を「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合により、保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。」と定義しており、情報提供ネットワークサービスを利用した情報連携においては、保有個人情報が「随時入手し得る状態」にならないため、本市の条例上のオンライン結合には当たらないと考えられます。

3つ目が、開示・訂正請求時の移送に関する規定です。現行の芦屋市の条例では、開示請求に係る保有個人情報が他機関から提供されたものであるとき、当該他の機関に対し、事案の移送を認める規定はありません。つまり、他機関から得た個人情報について開示請求があった場合は、その個人情報を保有している所管課が対応していますので、開示・訂正請求に際し他の機関への移送を認めないという条例改正は不要となります。

最後になりましたが、個人情報、特定個人情報の定義を説明します。

「番号法」に規定する個人情報の定義は、「この法律において個人情報とは、行政機関個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第2条第2項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律第2条第1項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。」であり、地方公共団体である市においては、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報を指します。

また、「個人情報保護法」に規定する個人情報の定義ですが、「この法律において個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と規定されています。

芦屋市の条例における個人情報の定義では、「他の情報と照合することができ…」

となっており、個人情報保護法の個人情報の定義にある「容易に」という言葉が入っていませんので、調整が必要であるとも考えられますが、特定個人情報はすべて個人番号により特定の個人を容易に識別することができますので、個人情報の定義に照合の容易性が要件とされているか否かについて、実質上の問題はないと考え、条例改正は必要ないと判断します。説明は以上です。

芝池会長 はい。ありがとうございます。それでは、委員の皆様御質問、御意見がございましたらお願いします。

武田委員 訂正の通知先に関する規定について、情報提供等記録を訂正した場合には、総務大臣及び情報提供者または情報照会者に対し通知するということですが、個人情報の訂正の対象者である本人に通知は行わないのですか。

田中課長 本人には訂正請求に対する訂正の決定通知をすることになりますので、その決定において訂正されたということがわかります。

大月委員 個人情報が訂正され、情報照会者や情報提供者等に通知された記録は、訂正請求をした本人はマイ・ポータルで確認できるのではないのでしょうか。基本的には、自分で地方公共団体間等の情報のやりとりを確認できるのでしょうか。

芝池会長 総務省には情報提供ネットワークシステムを介して情報提供されたデータが蓄積されるのでしょうか。

大月委員 個人情報の連携は情報提供ネットワークシステムを通じますが、個人情報自体の保管まではしないと思います。基本的には、情報提供等記録のログ記録が情報提供ネットワークシステムのサーバーに管理されますが、個人情報のデータ自体はログ記録には入らないと思います。

芝池会長 目的外利用に関する規定について、情報提供等記録を除く特定個人情報では、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合に限り目的外利用が認められています。

現行では、個人情報保護条例第14条に規定があり、同条第2項第1号で本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき、同条第2項第5号で人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときと規定されています。要件としては、厳格になっているのでしょうか。

田中課長 番号法第29条において、目的外利用が許容される例外事由を限定し、行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法について、目的外利用に関する規定を読み替えています。

例えば、行政機関個人情報保護法第8条第2項1号の「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」という規定を、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」と読み替えています。そして行政機関個人情報保護法8条第2項2号から4号は全て適用除外となっています。

伊藤委員 特定個人情報については、現行条例の第14条第2項の第2、3、4、6号に該当したとしても目的外利用ができないとなっているため、厳格に限定されていると考えることもできますが、特定個人情報の目的外利用が許容される例外事由に、「緊急かつやむを得ないと認められるとき」という条件は必要ないのでしょうか。

岩本委員 緊急性の要件がなくなっていることと、さらに本人の同意を得ることが困難であれば、本人の同意がなくても目的外利用ができてしまうことから、目的外利用の制限が緩くなっているとも考えられます。

芝池会長 一般的には条例は法律より厳しい規制をするべきではないかもしれませんが、民間の事業所に対して公害防止条例等で法律よりも厳しい規制をする場合もありますし、今回の件は行政に対して厳しい規制を設けますので、国の基準と同じにしなければいけないとは限らないと思います。

武田委員 情報提供等記録に関してですが、利用目的以外の目的での利用を禁止する、また利用停止請求を認めないと規定されていますが、目的外利用の禁止の違反があった場合に利用停止請求を認めなくてよいのでしょうか。

大月委員 情報提供等記録の利用停止請求とは、自分の個人情報が行政機関等の間においてどのように提供されたという記録の作成、利用をしないでほしいということだと思いますが、不正な情報の授受が行われていないか確認するという番号制度の趣旨からして、利用停止請求は認めにくいでしょう。

田中課長 そうですね。情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステム上に自動的に保存されるものであり、適法に取得されたものでないときや目的外利用禁止・提供制限の規定に違反して利用・提供されることが想定されないため、利用停止請求を認めていないと考えられます。万が一、不適正な状態で保有されているとしても、不正な情報提供を行わず、かつ適法な情報連携を安定的に情報提供ネットワークシステムにおいて実現するためには、不法、不正な提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる提供がなされていないかなどを確認するために、情報提供等記録を利用し続ける可能性が極めて高く、加えて情報提供等記録以外の特定個人情報については利用停止請求が認められており、情報提供等記録についても不適法な取扱いを行った者に対しては、特定個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令を行うことができます。これらのことから利用停止請求を認めなくとも妥当性を欠くものではないとされています。

伊藤委員 情報提供等記録について不適法な取扱いを行った者に対しては、特定個人情報保護委員会が助言、指導、勧告、命令を行うことができると規定がありますが、不適法な取扱いとはどういう場合でしょうか。不当な情報提供のログ記録があった場合は、個人情報の対象の本人に訂正請求を認めるということではなく、個人情報保護委員会が対応するということですね。

岩本委員 不適法な取扱いについては、ハッカーやシステム取扱者等が、虚偽のログ記録を作成した場合や不正にログ記録の削除・修正をした場合が考えられるでしょう。

田中課長 他に御意見をお伺いしたい点ですが、開示・訂正・利用停止に関する規定について、番号法では任意代理人による請求を認めていますが、芦屋市の現行条例では任意代理人による請求を認めてはいません。

番号制度が始まると、個人番号が含まれている特定個人情報の請求については、任意代理人が可能となり、個人番号が含まれていない一般的な個人情報の請求については、任意代理人は不可という取扱いになってしまいます。

武田委員 任意代理人の定義はどうでしょうか。

岩本委員 弁護士に限らず、民間人が本人の依頼を受け、委任状を提示して代理請求を行うことです。ただし、任意代理人の請求については成りすましの被害の危険性はあると思います。

武田委員 任意代理人が委任状を偽造して請求したとしても、市が窓口において委任状の偽造のチェックをすることは現実的に難しいでしょう。しかし委任状が偽造されるおそれがあることを理由に、任意代理を認めないとするのは難しいと思います。

大月委員 情報提供等記録の開示請求も可能でしょうか。

田中課長 マイ・ポータルで確認できる情報の開示請求もできます。なぜなら、高齢の方でパソコンの利用ができない場合やパソコンを持っていない場合にも対応するためです。

伊藤委員 今までに任意代理人による請求を認めたケースはありますか。

田中課長 芦屋市では基本的にはありません。想定できるケースは、高齢者の方で請求する意思表示はできるけれど、寝たきりで役所へ請求しに行くことができないといった場合が挙げられます。

武田委員 請求者本人が署名したかどうかは請求権を確かめる一つの判断材料だと思いますが、私は代筆であっても有効だと考えます。委任状についても、本人が書けない場合に代理人が書いたとしても私は有効と考えられると思います。しかし、形式的には本人の署名ではないため、本人の意思かどうかは確認できないという問題はあります。

芝池会長 芦屋市の条例において、特定個人情報に関する請求だけでなく、一般的な個人情報

に関する請求においても、任意代理人による請求を認めたほうが実務上対応しやすい場合があるようですね。しかし、成りすましなどの弊害もあるため、任意代理人の請求を一般的に認めることについては慎重に検討していただきましょう。

伊藤委員 情報提供等記録など特定個人情報の保存期間はどのくらいでしょうか。例えば、芦屋市から西宮市に引っ越した場合に、芦屋市民であった間の個人情報をいつまで利用できるのでしょうか。

田中課長 保存期間については、その個人情報を利用している事務で定められていると思います。各システムやPC等に保存されている情報についても同じ取扱いであると思います。ただし、情報提供等記録に関しては、7年間という保存期間が決められています。

芝池会長 各システムやPC内の死者の情報について、すぐに削除されるとは考えにくいですね。

住基ネットについては、各所管課の事務において業者委託を行っている市がありますが、マイナンバーについても同じように業者委託を行う予定はありますか。

田中課長 各所管課の事務について業務の委託をすることはできます。芦屋市はマイナンバーの利用事務実施者になりますが、それには委託者も含まれます。なお、再委託もでき、例えば、市がA業者に委託して、さらにA業者がB業者に再委託をする場合には市の承諾が必要になります。

芝池会長 国民一人ひとりに個人番号を付番する作業はどこがするのですか。

田中課長 付番、個人番号カード交付などの業務は市が行いますが、個人番号の生成、通知カードの送付、個人番号カードの発行などは、地方公共団体情報システム機構が行います。

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別、裏面に個人番号が記載されます。また、カードにはICチップが内蔵されており、マイ・ポータルをログインして利用する際は、個人番号カードに格納された電子情報とパスワードを組み合わせ確認する公的個人認証を採用します。

芝池会長 わかりました。それでは時間になりましたので、以上で本日の審査会は終了といたします。ありがとうございました。

閉会